

議案第50号

守口市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

守口市個人情報保護条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和3年9月14日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

### 守口市個人情報保護条例の一部を改正する条例

守口市個人情報保護条例（平成11年守口市条例第14号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第25条まで 略</p> <p>(情報提供等記録の提供先への通知)</p> <p><b>第26条</b> 実施機関は、第22条第1項の規定による記載の訂正の決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条から第25条まで 略</p> <p>(情報提供等記録の提供先への通知)</p> <p><b>第26条</b> 実施機関は、第22条第1項の規定による記載の訂正の決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>以下 略</p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。